

2020年4月24日改正（案）

商工会役員及び役員選出細則（案）

商工会規約 7-1（役員及び役員の選出）、7-5（会長および会長代行）、7-9（役員補佐）および 7-10（役員および役員補佐の欠員）の詳細を定めるため、商工会及び役員選出細則を定める。

1.（役員）

商工会に役員として会長（1名）、会長代行（4名以内）、副会長（11名以内）、財務部長（1名）、事務局長（1名）、を置く。役員は、以下の支部並びに活動を担当する。北東支部、中西支部、南部支部、サウスウインド、情報企画、ジャパンフェスト、運動、文化生活、教育、地域交流、活動促進。

2.（役員補佐）

商工会に副会長補佐（15名以内）、事務局次長（3名以内）、または財務次長（1名）を置く

3-1.（副会長補佐）

副会長補佐は、以下の担当副会長を補佐する。情報企画、運動、文化生活、教育、地域交流、活動促進。副会長補佐は、原則として、翌年、各担当副会長を引き継ぐものとする。

各副会長補佐は、各副会長の要請に応じ、役員会に出席することができる。

3-2.（財務次長）

財務次長は、財務部長を補佐し、原則として、翌年、財務部長を引き継ぐものとする。

財務次長は、財務部長の要請に応じ、役員会に出席することができる。

3-3.（事務局次長）

事務局次長は、事務局長を補佐し、内1名は、原則として、翌年、事務局長を引き継ぐものとする。事務局次長は、事務局長の要請に応じ、役員会に出席することができる。

4.（役員、役員補佐の選出及び欠員補充）

会長及び会長代行は常任理事会で互選を経て年次総会の承認により選出する。

副会長、副会長補佐、事務局長、事務局次長、財務部長または財務部次長は会長の推薦、年次常任理事会の承認により選出する。

副会長、副会長補佐、事務局長、事務局次長、財務部長または財務部次長が欠員となった場合、会長が指名する。

欠員の補充については、会長の指名後直近の常任理事会で承認を得なければならない。

5. (事務局員の給与)

事務局員の給与待遇等は、事務局長と財務部長が協議の上会長が承認する。